

事業概要

平成 23 年版



東京都選挙管理委員会事務局

目 次

第1	選挙管理委員会	1
1	設 置	1
2	職務及び権限	1
3	選挙管理委員及び補充員	3
4	事務局	3
第2	組 織	4
1	組織の変遷	4
2	事務局の組織	4
3	定数及び現員	4
4	事務分掌	5
第3	予 算	6
1	科目別予算額	6
2	事業別歳出予算額	7
第4	主要事業	8
1	選挙管理	8
2	区市町村選挙管理委員会に対する助言・支援	9
3	選挙公営	9
4	選挙争訟	10
5	政治資金規正	11
6	政治資金規正法の改正	12
7	選挙に関する広報・啓発	13

資 料 編

資料 1	任期満了日一覧	15
資料 2	最近執行された選挙（平成22年8月～平成23年7月）	16
資料 3	東京都知事選挙（平成 23 年 4 月 10 日執行）の概要	17
資料 4	東京都知事選挙（平成 23 年 4 月 10 日）における主な啓発事業	18
資料 5	各種選挙における投票率	19
資料 6	選挙人名簿登録者数（毎年 9 月 2 日現在）	19
資料 7	年代別・選挙別推定投票率一覧	20
資料 8	選挙公営の種類	21
資料 9	選挙争訟事件一覧	24
資料 10	東京都選挙管理委員会に関する争訟事件一覧	27
資料 11	選挙運動期間と供託金及び法定選挙費用	28
資料 12	都における各種選挙の議員定数及び選挙区	29

第 1 選挙管理委員会

1 設置

選挙管理委員会は、公職の選挙に関する事務を管理するため、地方自治法に基づき設置され、4人の委員をもって構成される。

委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関して公正な識見を有するもののうちから、同数の補充員とともに都議会において選挙される。

任期は4年である。委員中に欠員が生じた場合、委員長は補充員の中から委員を補欠する。補欠委員の任期は、前任委員の残任期間である（地方自治法第180条の5、第181条～第194条）。

2 職務及び権限

選挙管理委員会は、公職選挙法、地方自治法及び政治資金規正法等の法令の定めるところにより、選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。

それを列挙すれば次のとおりである。

(1) 公職選挙法関係

- ア 東京都議会議員選挙の管理（法第5条）
- イ 東京都知事選挙の管理（法第5条）
- ウ 衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第1区から第25区）の管理（法第5条）
- エ 衆議院（比例代表選出）議員選挙における東京都選挙区に関する事務の執行（法第75条等）
- オ 参議院（東京都選出）議員選挙の管理（法第5条）
- カ 参議院（比例代表選出）議員選挙における東京都の区域に関する事務の執行（法第75条等）
- キ 選挙人の政治常識の向上のための啓発並びに投票方法、選挙違反等選挙に関する事項及び選挙結果の周知（法第6条）
- ク 国又は都の選挙にかかる公職の候補者等及び後援団体の政治活動用立札、看板類の規制に関する事務の執行（法第143条第16項）
- ケ 異議申出、審査申立ての処理等選挙争訟に関する事務の執行（法第202条～第209条の2）

(2) 地方自治法関係

- ア 東京都のみに適用される特別法制定の賛否投票に関する事務の執行（法第261条）
- イ 直接請求に必要な署名数の告示（法第74条～76条、第80条、第81条、第86条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項で準用する場合を含む）

- ウ 都議会の解散の請求、都議会議員及び都知事の解職の請求に関する事務並びにそれらの投票の実施（法第76条、第77条、第80条～82条）
- エ 都知事の被選挙権の有無並びに長の兼業禁止規定抵触の有無の決定（法第143条）
- オ 規程制定権（法第138条の4、第194条）

(3) 政治資金規正法関係

- ア 政治団体の届出等に関する事務（法第6条、第6条の3、第7条、第7条の2、第7条の3、第17条）
- イ 政治団体の収支報告書の受付、要旨の公表及び保存・閲覧に関する事務（法第12条、第20条、第20条の2）
- ウ 資金管理団体に関する事務（法第18条の2、第19条、第19条の2）
- エ 監督上の措置（法第31条）

(4) 日本国憲法の改正手続に関する法律関係

- ア 投票人への国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手続に関し必要と認める事項の周知（法第19条）
- イ 国民投票公報の印刷（法第18条）
- ウ 国民投票分会長の選任及び国民投票分会の開催（法第89条、第91条）

(5) その他

- ア 海区漁業調整委員会委員選挙の管理並びに同委員の解職請求に関する事務及びその投票の実施（漁業法第88条、第99条）
- イ 土地改良区総代会の総代選挙で2以上の区市町村にわたるものの管理並びに同総代の解職請求に関する事務及びその投票の実施（土地改良法第23条、第24条）
- ウ 最高裁判所裁判官国民審査に関する事務の執行（最高裁判所裁判官国民審査法第10条、第14条、第27条、第28条、第53条他）
- エ 政党助成法に関する事務の執行（政党助成法第18条、第32条、第37条）
- オ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に関する事務の執行

3 選挙管理委員及び補充員（任期 平成19年12月23日～平成23年12月22日）

職 名	氏 名	職 名	氏 名
委 員 長	小 倉 基	補 充 員	田 中 晃 三
委員長職務代理	河 合 秀二郎	補 充 員	嶋 田 実
委 員	岩 舘 衛	補 充 員	大 沢 孝 明
委 員	浅 井 守		

4 事務局

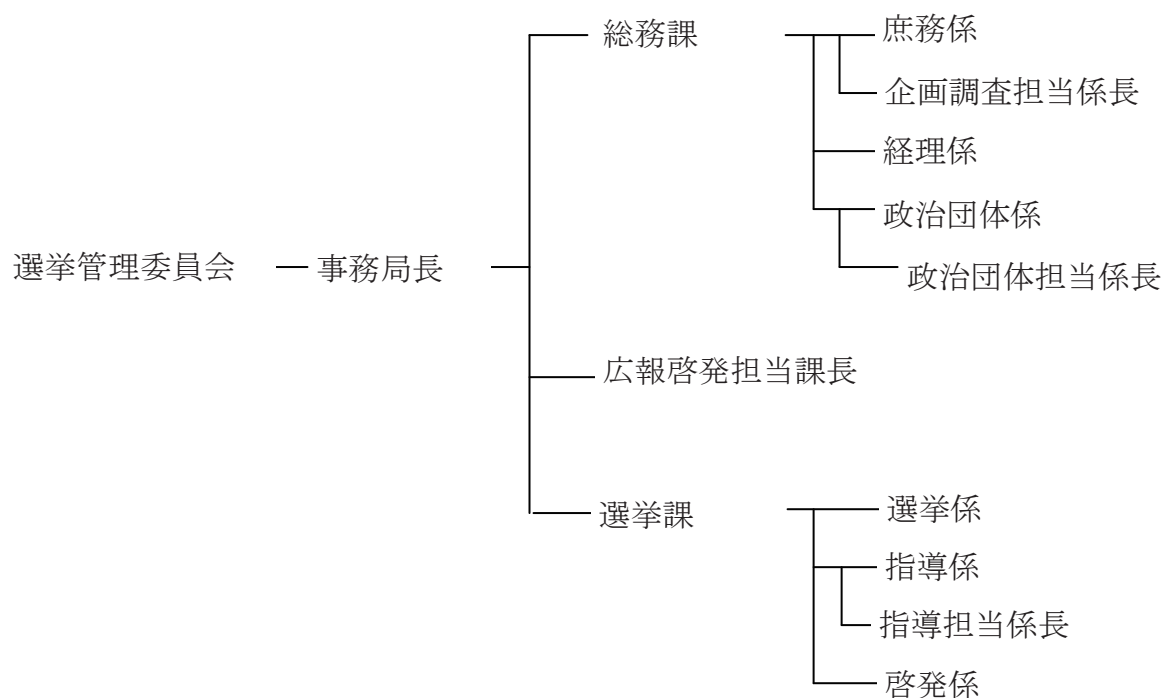
選挙管理委員会の職務を補助執行するために、事務局がおかれている。

第 2 組 織

1 組織の変遷

年 月 日	事 項	説 明
昭和21年 9 月 27 日	東京都制の一部を改正する法律の公布（昭和 21 年法律第 26 号）	選挙管理委員会の設置
昭和22年 4 月 17 日	地方自治法の公布（昭和 22 年法律第 67 号）	委員会設置の根拠法が地方自治法となる。
昭和24年11月 9 日	事務局設置規程の告示（昭和 24 年東京都告示第 1058 号）	総務局行政課から分離
昭和37年 4 月 1 日	事務局組織の拡充	現在とほぼ同様の組織となる。

2 事務局の組織



3 定数及び現員

定 数 常勤 25 名、非常勤 3 名 現 員 常勤 27 名、非常勤 3 名

局長 1 名、担当部長 1 名、課長 1 名、担当課長 1 名、係長 11 名、主任 12 名及び非常勤職員 3 名が配置されている（平成 23 年 7 月 16 日現在）。

4 事務分掌

(1) 総務課

- ア 委員会に関すること。
- イ 人事及び給与に関すること。
- ウ 公印に関すること。
- エ 事務局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。
- オ 公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- カ 予算、決算及び会計に関すること。
- キ 財産及び物品の調達及び管理に関すること。
- ク 広報及び広聴に関すること。
- ケ 情報公開に係る連絡調整等に関すること。
- コ 個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。
- サ 事務局事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。
- シ 事務局事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。
- ス 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）の施行に関すること。
- セ 政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）の施行に関すること。
- ソ 選挙制度の調査、企画及び立案に関すること。
- タ 選挙表彰に関すること。
- チ 都道府県選挙管理委員会連合会及び同会関東甲信越静支会に関すること。
- ツ 前各号のほか、事務局内他課に属しないこと。

(2) 選挙課

- ア 選挙及び住民投票等の事務の管理執行に関すること。
- イ 政党及び政治団体に関すること。
- ウ 直接請求に関すること。
- エ 区市町村選挙管理委員会への助言及び連絡調整に関すること。
- オ 選挙争訟に関すること。
- カ 東京都選挙執行規程(平成 12 年東京都選挙管理委員会告示第 36 号)に関すること。
- キ 選挙の啓発及び周知に関すること。
- ク 東京都明るい選挙推進協議会に関すること。
- ケ 選挙及び住民投票等の統計に関すること。

第 3 予 算

1 科目別予算額

(1) 歳 入

(単位：千円)

科 目			23年度 (当 初)	22年度 (当 初)	差 引 増(△)減
款	項	目 節			
07	使用料及手数料		287	287	0
	02	手数料	287	287	0
		15 諸手数料	287	287	0
		03 情報公開	287	287	0
08	国庫支出金		20,223	5,549,969	△5,529,746
	03	委託金	20,223	5,549,969	△5,529,746
		01 総務費委託金	20,223	5,549,969	△5,529,746
		11 政党助成事務費	7,500	8,000	△500
		12 在外選挙人名簿登録事務委託費	12,723	12,723	0
		(参議院議員選挙費)	0	5,394,582	△5,394,582
		(参議院議員選挙臨時啓発費)	0	96,506	△96,506
		(参議院議員選挙開票速報費)	0	38,158	△38,158
12	諸収入		36	36	0
	10	雑入	36	36	0
		01 納付金	36	36	0
		03 雇用保険料納付金	36	36	0
局 合 計			20,546	5,550,292	△5,529,746

(2) 歳 出

(単位：千円)

科 目			23年度 (当 初)	特定財源	差引一般 財源充当	22年度 (当 初)	差 引 増(△)減
款	項	目 節					
02	総務費		3,744,000	20,546	3,723,454	8,146,000	△4,402,000
	05	選挙費	3,744,000	20,546	3,723,454	8,146,000	△4,402,000
		01 委員会費	22,777	0	22,777	22,790	△13
		02 管理費	367,780	20,546	347,234	371,626	△3,846
		03 都知事選挙費	3,200,232	0	3,200,232	2,222,338	977,894
		04 都議会議員補欠選挙費	153,211	0	153,211	0	153,211
		(参議院議員選挙費)	0	0	0	5,529,246	△5,529,246
局 合 計			3,744,000	20,546	3,723,454	8,146,000	△4,402,000

2 事業別歳出予算額

(単位：千円)

事業名	23年度 (当初)	22年度 (当初)	差引 増(△)減	事業の内容
委員会の運営	22,777	22,790	△13	選挙管理委員の報酬及び 委員会の運営に要する経費
一般庶務事務	273,358	272,512	846	選挙管理委員会事務局職員 の給料、諸手当及び事務局の 管理事務に要する経費
経常的選挙 管理事務	46,366	55,706	△9,340	選挙に関する相談、助言及び 政党・政治団体に係る事務等 に要する経費
選挙制度推進事務	13,723	13,723	0	在外選挙人名簿の登録事務 その他に要する経費
選挙常時啓発 普及事務	29,685	29,685	0	選挙に関する常時啓発普及 事務に要する経費
統一地方選挙 速報等	4,648	0	4,648	平成23年4月執行の統一地 方選挙速報に要する経費
都知事選挙	3,200,232	2,222,338	977,894	平成23年4月10日執行の都 知事選挙に要する経費
都議会議員 補欠選挙	153,211	0	153,211	平成23年4月10日執行の都 議会議員補欠選挙に要する 経費
(参議院議員選挙)	0	5,529,246	△5,529,246	(平成22年7月12日執行)
合計	3,744,000	8,146,000	△4,402,000	

第4 主要事業

1 選挙管理

選挙管理事務は、公職選挙法、同施行令、同施行規則を中心とし、その他多くの法令によって詳細に規定されている。都選挙管理委員会が管理する選挙に関する事務の主なものは次のとおりである。

- (1) 選挙執行計画の決定
- (2) 選挙長及び同職務代理者の選任
- (3) 立候補届出の受付、告示
- (4) 選挙事務所設置（異動）届、出納責任者選任（異動）届等、諸届出受理
- (5) 選挙運動費用支出制限額の算定と告示
- (6) 投開票状況速報実施計画の策定と実施
- (7) 選挙会の開催、当選人の決定、同告知及び告示、当選証書付与
- (8) 選挙運動費用収支報告書の受理及びその要旨の公表

なお、区市町村選挙管理委員会は、①選挙人名簿登録、②投票所入場券の作成交付、③期日前（不在者）投票、④投票・開票等の各事務を分担する。

○ 平成23年4月10日執行東京都知事選挙の結果

平成23年4月22日任期満了の東京都知事選挙は、3月24日告示、4月10日投開票により執行された。

東京都知事選挙の投票率は57.80%であった（前回54.35%）。

<平成23年4月10日執行東京都知事選挙の状況>

候補者数			当選人
所属党派を有するもの	無所属	計	
4人	7人	11人	石原 慎太郎

○ 平成23年4月10日執行東京都議会議員補欠選挙（杉並区選挙区）の結果

杉並区選挙区で、東京都議会議員補欠選挙が4月1日告示、4月10日投開票により執行された。

東京都議会議員補欠選挙（杉並区選挙区）の投票率は57.80%であった。

<平成23年4月10日執行東京都議会議員補欠選挙（杉並区選挙区）の状況>

候補者数			当選人
所属党派を有するもの	無所属	計	
3人	—	3人	小宮 あんり

2 区市町村選挙管理委員会に対する助言・支援

選挙に関する事務は、国、都道府県、区市町村の選挙を管理する機関が相互に連携を取り、進められなければならない。都選挙管理委員会では、国との情報交換を行うとともに、日ごろから、都内の区市町村選挙管理委員会と緊密な連携を取り、必要な助言・支援業務を行っている。

(1) 経常的な助言・支援

公職選挙法等の改正等選挙制度に関する情報の提供や職員研修の開催を通し、区市町村の選挙事務の向上を図っている。

- ア 公職選挙法等の改正に伴う事務説明会の開催
- イ 区市町村選挙管理委員会職員を対象とした研修の開催
- ウ 区市町村選挙管理委員会との連絡調整
- エ 区市町村の選挙の執行支援

(2) 選挙時の助言・支援（都が管理執行する選挙）

都選挙管理委員会が管理執行する選挙の際には、区市町村から随時寄せられる質問等に対応するとともに、次のような業務を行っている。

- ア 区市町村選挙管理委員会職員を対象とした事務説明会の開催
- イ 区市町村選挙管理委員会向け事務資料の作成

(3) 東京都選挙事務運営協議会

都及び区市町村の選挙管理委員会で構成する東京都選挙事務運営協議会において、選挙事務及びこれに関連する事項の調査研究及び事務処理方法の改善について検討、協議を行い、選挙事務の能率向上を図っている。

3 選挙公営

選挙公営制度は、選挙運動の公正を確保するため、候補者間の機会均等を保障するとともに、選挙人の政治参加を保障する趣旨で設けられている。現在、当委員会が管理執行している選挙公営は、概ね次のとおりである。

- (1) 通常葉書の交付
- (2) ポスター掲示場の設置
- (3) 新聞広告の掲載
- (4) 政見放送
- (5) 経歴放送
- (6) 個人演説会の施設公営
- (7) 挙公報の発行
- (8) 投票所内の氏名等掲示
- (9) 特殊乗車券の交付
- (10) 選挙運動費用の公費負担

4 選挙争訟

選挙管理委員会は、選挙の管理執行のみならず、選挙に関する争訟への準司法的機能も有している。

(1) 異議の申出に対する決定

都議会議員選挙及び都知事選挙において、その選挙の効力又は当選の効力に関し、不服のある選挙人又は公職の候補者からの異議の申出に対し、その当否の決定を行う。

(2) 審査の申立てに対する裁決

区市町村の選挙における異議の申出に対し、各区市町村選挙管理委員会が行った決定を不服として提起される審査の申立てについて、裁決を行う。

(3) 訴訟事件の処理

上記の(1)、(2)の異議の申出に対する決定又は審査の申立てに対する裁決を不服として訴訟の提起があった場合、又は国会議員の選挙（比例代表選出を除く。）について訴訟の提起があった場合には、この訴訟事件の被告として対応する。

(4) 争訟事件の状況

平成22年8月1日から平成23年7月31日の間に提起されたもの（係争中であったものを含む。）の件数は次のとおりである。また、争訟状況の内容については、資料10のとおりである。

(単位：件)

選挙種別	選挙争訟		当選争訟	その他	合計	備考 (定数訴訟内訳)
	定数訴訟	その他				
国政選挙	13	2			15	21年衆 10件 22年参 5件
都選挙		1			1	
区市町村選挙		6	1		7	
合計	13	9	1		23	

5 政治資金規正

政治資金規正法は、政治活動の公明と公正を確保することを目的とし、それにより民主政治の健全な発達に寄与すべく定められている。そして、その目的の達成のために、政治団体や公職の候補者により行われる政治活動が、国民の不断の監視のもとに行われる必要があるとして、政党・その他の政治団体の各種届出、政治資金の公開、政治資金の授受の規制その他の措置を講じている。

同法に基づく主な事務は次の(1)～(4)のとおりである。なお、総務大臣所管団体に係る事務についても、経由機関として同様の事務を行っている。

あわせて、政党助成法に基づく各政党支部から提出された政党交付金の使途等報告書の受理及び保存・閲覧に関する事務を行っている。

- (1) 政治団体の設立届、資金管理団体指定届、異動届及び解散届等の受理に関すること。
- (2) 政治団体の名称等の公表に関すること。
- (3) 政治団体等の収支報告書の受理、公表及び保存・閲覧に関すること。
- (4) 政治団体の収支報告書他の情報公開に関すること。

○ 政治団体届出数（平成 22 年 12 月 31 日現在）

種 別	団 体 数
東京都選挙管理委員会所管団体 <small>(注1)</small>	4, 2 2 1
政党の支部	7 0 4
その他の政治団体	3, 5 1 7
総務大臣所管団体 <small>(注2)</small>	1, 6 4 6
合 計	5, 8 6 7

(注1) [東京都選挙管理委員会所管団体]

- ・主たる事務所の所在地が都内にあり、都内において主として政治活動を行う政治団体

(注2) [総務大臣所管団体]

- ・主たる事務所の所在地が都内にあり、都及び他の道府県の区域にわたって政治活動を行う政治団体

○ 諸届受理状況（平成 22 年 1 月から 12 月までの実績）

(単位：件)

	東京都所管団体	総務大臣所管団体	合 計
設 立 届	5 8 2	2 0 3	7 8 5
異 動 届	8 7 5	8 8 5	1, 7 6 0
解 散 届	2 6 2	1 7 5	4 3 7
資金管理団体指定届	1 9 9	4 8	2 4 7
資金管理団体異動届	1 7 7	1 9 4	3 7 1
資金管理団体取消届	8 9	7 0	1 5 9
収 支 報 告 書	4, 2 2 2	1, 6 9 3	5, 9 1 5
使 途 等 報 告 書	1 3 0	—	—

6 政治資金規正法の改正（平成19年12月改正）

国会議員が関係する政治団体として「国会議員関係政治団体」を定義し、これに該当する政治団体の収支報告の適正を確保し、透明性の向上のために、

- ① 登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け
- ② 収支報告書への明細を記載する基準額の引下げ等
- ③ 少額領収書等の写しの開示制度の創設

等を、主な内容としている。

また、政治資金規正法に基づき、要旨公表日から3年間、従来の「閲覧」に加えて、収支報告書の写しの交付を請求することが可能になった。

7 選挙に関する広報・啓発

有権者の政治意識の向上及び選挙に関する周知等の事業は、公職選挙法第6条第1項の規定等に基づき、区市町村選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会と緊密な連携を図り実施している。

啓発事業には、講演会・研修会など年間を通じて行われる常時啓発事業と、各種選挙時に有権者への投票を呼びかける選挙時啓発とがある。

(1) 常時啓発

ア 明るい選挙推進事業

(ア) 明るい選挙推進大会

明るい選挙推進運動の一層の発展と明るい選挙の実現を期するべく開催する。

(イ) 講師派遣事業

有権者や明るい選挙推進委員に、選挙や政治に関する知識や情報を提供するべく、都と区市町村選挙管理委員会が合同で講演会を開催する。

(ウ) 指導者養成強化対策事業

財団法人明るい選挙推進協会が主催するボランティアリーダーフォーラム、若者リーダーフォーラム等の研修事業に参加者を派遣している。

イ 児童・生徒啓発事業

(ア) 明るい選挙ポスターコンクール

将来の有権者である児童・生徒を対象として、選挙に対する関心を高めるため、明るい選挙推進を題材としたポスターを小・中・高校生から毎年度募集している。

・ポスターコンクール

応募作品の中から優秀作品、入選作品等を審査・表彰

・ポスター展の開催

優秀作品・入選作品を中心とした展示会の開催

・ギャラリー列車の運行

優秀作品・入選作品をゆりかもめ等の車内ポスターとして掲出

(イ) 中学生用選挙学習冊子の作成・配布

都内在学の中学3年生に、選挙に関する学習冊子「L e t ' s すたでい選挙」を作成・配布している。

ウ 選挙制度広報事業

政治家の寄附禁止規定の周知を強化するキャンペーンを、区市町村選挙管理委員会及び区市町村明るい選挙推進協議会と連携して年2回実施している。

エ ホームページによる情報提供等

都選挙管理委員会のホームページに、局事業の案内、公職選挙法、政治資金規正法等に関する基礎知識、選挙の日程及び選挙結果等の情報を掲載している。

また、若年層向けに、投票の手軽さ、簡単さを周知するための模擬体験コンテン

ツ「体験！はじめての投票」を掲載している。

(2) 選挙時啓発

- ア 街頭ビジョン等による動画広告の放映
- イ 交通広告の掲出
- ウ 特設ホームページの開設
- エ インターネットを活用した広告
- オ 街頭キャンペーンの実施
- カ 懸垂幕・横断幕の掲出
- キ ポスターの掲出
- ク ラジオのスポットCMの放送
- ケ 啓発グッズの配布
- コ その他

(3) 世論調査

選挙事務の管理執行や選挙啓発の参考とするため、選挙後、選挙に対する都民の意識、投票行動、制度の認知度、選挙啓発等に関する意識や関心などを調査する。

資 料 編

資料 1 任期満了日一覧

(平成 23 年 8 月 1 日現在)

選挙名	任期満了日	現職氏名又は定数	選挙名	任期満了日	現職氏名又は定数
東京都知事選挙	27. 4. 22	石原 慎太郎	衆議院議員選挙	25. 8. 29	選挙区 25 比例 17
都議会議員選挙	25. 7. 22	127	参議院議員選挙	25. 7. 28	各選挙時 5
				28. 7. 25	

23区26市5町8村 (うち島部2町7村)

(平成 23 年 8 月 1 日現在)

区市町村名	長		議員		区市町村名	長		議員	
	任期満了日	現職氏名	任期満了日	定数		任期満了日	現職氏名	任期満了日	定数
千代田区	25. 2. 7	石川 雅己	27. 4. 30	25	小金井市	27. 4. 26	佐藤 和雄	25. 4. 4	24
中央区	27. 4. 26	矢田 美英	27. 4. 30	30	小平市	25. 4. 10	小林 正則	27. 4. 30	28
港区	24. 6. 27	武井 雅昭	27. 4. 30	34	日野市	25. 4. 26	馬場 弘融	26. 3. 8	24
新宿区	26. 11. 23	中山 弘子	27. 4. 30	38	東村山市	27. 4. 30	渡部 尚	27. 4. 30	25
文京区	27. 4. 26	成澤 廣修	27. 4. 30	34	国分寺市	25. 7. 12	星野 信夫	27. 4. 30	24
台東区	27. 4. 23	吉住 弘	27. 4. 30	32	国立市	27. 4. 30	佐藤 一夫	27. 4. 30	22
墨田区	27. 4. 26	山崎 昇	27. 4. 30	32	福生市	24. 5. 20	加藤 育男	27. 4. 30	20
江東区	27. 4. 26	山崎 孝明	27. 4. 30	44	狛江市	24. 7. 6	矢野 裕	27. 4. 30	22
品川区	26. 10. 7	濱野 健	27. 4. 30	40	東大和市	27. 4. 30	尾崎 保夫	27. 4. 30	22
目黒区	24. 4. 24	青木 英二	27. 4. 30	36	清瀬市	27. 4. 30	渋谷金太郎	27. 4. 30	20
大田区	27. 4. 26	松原 忠義	27. 4. 30	50	東久留米市	26. 1. 19	馬場 一彦	27. 4. 30	22
世田谷区	27. 4. 26	保坂 展人	27. 4. 30	50	武蔵村山市	26. 5. 29	藤野 勝	27. 4. 30	20
渋谷区	27. 4. 26	桑原 敏武	27. 4. 30	34	多摩市	26. 4. 20	阿部 裕行	27. 4. 30	26
中野区	26. 6. 14	田中 大輔	27. 4. 30	42	稲城市	27. 4. 26	高橋 勝浩	27. 4. 30	22
杉並区	26. 7. 10	田中 良	27. 4. 30	48	羽村市	25. 4. 25	並木 心	27. 4. 30	18
豊島区	27. 4. 26	高野 之夫	27. 4. 30	36	あきる野市	23. 10. 14	臼井 孝	25. 6. 30	21
北区	27. 4. 26	花川與惣太	27. 4. 30	44	西東京市	25. 2. 17	坂口 光治	27. 1. 20	28
荒川区	24. 11. 13	西川太一郎	27. 4. 30	32	瑞穂町	25. 5. 15	石塚幸右衛門	27. 4. 30	16
板橋区	27. 4. 26	坂本 健	27. 4. 30	46	日の出町	26. 4. 15	橋本 聖二	23. 8. 31	16
練馬区	27. 4. 26	志村豊志郎	27. 5. 29	50	檜原村	27. 4. 30	坂本 義次	27. 4. 30	10
足立区	27. 6. 19	近藤 弥生	27. 5. 17	45	奥多摩町	24. 5. 23	河村 文夫	23. 11. 30	12
葛飾区	25. 12. 18	青木 克徳	25. 11. 12	40	大島町	27. 4. 29	川島 理史	27. 4. 29	14
江戸川区	27. 4. 26	多田 正見	27. 5. 1	44	利島村	24. 10. 14	梅田 和久	24. 10. 23	6
八王子市	24. 1. 28	黒須 隆一	27. 4. 30	40	新島村	25. 12. 24	出川 長芳	27. 2. 14	10
立川市	23. 9. 7	清水 庄平	26. 7. 13	28	神津島村	26. 9. 30	石野田富弘	27. 4. 29	10
武蔵野市	25. 10. 8	邑上 守正	27. 4. 30	26	三宅村	24. 2. 14	平野 祐康	24. 2. 24	10
三鷹市	27. 4. 29	清原 慶子	27. 4. 30	28	御蔵島村	23. 10. 22	廣瀬 久雄	27. 4. 30	6
青梅市	23. 11. 29	竹内 俊夫	27. 4. 30	24	八丈町	25. 1. 31	浅沼 道德	26. 10. 24	14
府中市	24. 2. 9	野口 忠直	27. 4. 29	30	青ヶ島村	25. 9. 30	菊池 利光	25. 9. 5	6
昭島市	24. 10. 20	北川 穰一	27. 4. 30	22	小笠原村	27. 7. 26	森下 一男	27. 4. 26	8
調布市	26. 7. 21	長友 貴樹	27. 5. 31	28					
町田市	26. 3. 8	石阪 丈一	26. 3. 8	36					

(注) 定数については、次の選挙で選出される議員の定数である。

資料2 最近執行された選挙（平成22年8月～平成23年7月）

1 国政選挙

なし

2 都における選挙

執行年月日	選挙名	当選人	投票率(%)
平成23. 4. 10	東京都知事選挙	石原 慎太郎	57.80
	東京都議会議員補欠選挙（杉並区選挙区）	小宮 あんり	57.80

3 区市町村の選挙

執行年月日	選挙名（定数又は欠員数）	当選人	投票率(%)
平成22. 9. 19	神津島村長選挙	石野田 富弘	無投票
	神津島村議会議員補欠選挙（1）		無投票
平成22. 10. 3	品川区長選挙	濱野 健	31.75
	品川区議会議員補欠選挙（2）		31.75
平成22. 10. 17	八丈町議会議員選挙（14）		80.24
平成22. 11. 14	新宿区長選挙	中山 弘子	26.33
平成22. 12. 26	西東京市議会議員選挙（28）		41.12
平成23. 2. 6	新島村議会議員選挙（10）		85.38
平成23. 4. 24	統一地方選挙（※）		
平成23. 5. 15	足立区長選挙	近藤 弥生	47.32
	足立区議会議員選挙（45）		47.33
平成23. 7. 17	小笠原村長選挙	森 下一男	無投票

※統一地方選挙として執行された選挙

（1）長の選挙（13区 7市 1町 1村）

中央区、文京区、台東区、墨田区、江東区、大田区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、江戸川区、三鷹市、小金井市、東村山市、国立市、東大和市、清瀬市、稲城市、檜原村、大島町

（2）議員の選挙（21区 20市 2町 4村）

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、江戸川区、八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、瑞穂町、檜原村、大島町、神津島村、御蔵島村、小笠原村

資料3 東京都知事選挙（平成23年4月10日執行）の概要

1 投票状況

区 分	平成7年	平成11年	平成15年	平成19年	平成23年
有権者数（人）	9,240,502	9,521,120	9,884,071	10,238,704	10,505,848
投票者数（人）	4,681,993	5,510,042	4,442,195	5,565,127	6,072,604
投票率（%）	50.67%	57.87%	44.94%	54.35%	57.80%

2 開票状況

候補者名	党派名	新現元	当落	得票数
石原 慎太郎	無所属	現	当	2,615,120
東国原 英夫	無所属	新	落	1,690,669
わたなべ 美樹	無所属	新	落	1,013,132
小池 あきら	無所属	新	落	623,913
ドクター・中松	無所属	新	落	48,672
谷山 ゆうじろう	無所属	新	落	10,300
ふるかわ 圭吾	無所属	新	落	6,389
杉田 健	新しい日本	新	落	5,475
マック 赤坂	スマイル党	新	落	4,598
おがみ おさむ	東京維新の会	新	落	3,793
姫治 けんじ	平和党核兵器廃絶平和運動	新	落	3,278

資料4 東京都知事選挙（平成23年4月10日）における主な啓発事業

事業	内容	実施日
街頭ビジョン放映	都内繁華街の街頭ビジョンで動画広告を放映 (新宿アルタビジョン、109 ビジョンなど 21 箇所)	3/25～4/10
電車内動画広告	JR トレインチャンネル（山手線、中央線、京浜東北線等）	3/21～4/10
	東京メトロ（丸の内線、有楽町線、副都心線等）	4/4～4/10
交通広告	大型ポスターの掲出 JR 東京駅及び新橋駅構内に掲出	3/24～4/10
	啓発ポスターの掲出 JR、私鉄、地下鉄の駅構内・電車内、都営バスの車内に掲出 山手線中吊り広告の借り切り（1編成）による掲出	
インターネット広告	Yahoo! JAPAN にプライムディスプレイ広告を掲出	3/24～4/10
	Mixi に動画バナー広告を掲出	4/1～4/10
特設ホームページの開設	都知事選挙に関連する情報提供のため、パソコン及び携帯電話用の特設ホームページを開設。	3/10～4/10
教習所内動画広告	教習所内に設置されたモニターに動画広告を放映（都内 10 校）	3/24～4/10
商業施設内動画広告	都内イオン店舗レジ前に設置されたモニター（イオンチャンネル）に動画広告を放映（都内 6 店舗）	4/7～4/10
イメージキャラクターによる期日前投票	AKB48 メンバーの宮澤佐江さんが行った期日前投票をプレスに公表	4/2
テレビスポットCM	「AKBINGO!」番組内でスポットCM(30秒枠)を放送	3/30、4/6
ラジオスポットCM	ラジオ民放6局でスポットCM(20秒)を放送	3/24～4/10
コンビニレジ画面広告	ファミリーマートのレジ画面に広告掲出（都内約 1,300 台）	3/24～4/10
列車運行情報表示装置の活用	都営地下鉄各駅の列車運行情報案内モニターに広告を掲出	3/24～4/10
街頭キャンペーン	区市町村との共同開催により、駅前や動物園などで投票行動を呼びかけるキャンペーンを開催	3/27、4/7、9
新聞広告	日刊紙6紙の地域面及び七島新聞に掲載	各誌1回
フリーペーパー広告	R25誌に掲載	4/7
データ放送	TOKYO MXテレビのデータ放送に文字情報を表示	3/24～4/10
スーパー等店内放送	都内の大型スーパー、商業施設等に店内放送及び啓発ポスターの掲示を依頼	3/24～4/10
都提供番組による情報提供	若者を対象とした番組内で「選挙」をテーマに放送	3/18
懸垂幕・横断幕	都民広場、都立公園、庁舎、公共施設等に掲出(171箇所)	3/24～4/10
啓発グッズの作成・配布	啓発グッズを作成し、各種イベントや街頭で配布 (ポケットティッシュ、風船)	随時

資料5 各種選挙における投票率

	衆議院議員選挙		参議院議員選挙		都知事選挙		都議会議員選挙	
	執行年月日	投票率	執行年月日	投票率	執行年月日	投票率	執行年月日	投票率
平成4年			4. 7. 26	46. 58%				
5年	5. 7. 18	60. 21%					5. 6. 27	51. 43%
6年								
7年			7. 7. 23	42. 34%	7. 4. 9	50. 67%		
8年	8. 10. 20	56. 54%						
9年							9. 7. 6	40. 80%
10年			10. 7. 12	57. 85%				
11年					11. 4. 11	57. 87%		
12年	12. 6. 25	60. 46%						
13年			13. 7. 29	53. 27%			13. 6. 24	50. 08%
14年								
15年	15. 11. 9	58. 35%			15. 4. 13	44. 94%		
16年			16. 7. 11	56. 08%				
17年	17. 9. 11	65. 59%					17. 7. 3	43. 99%
18年								
19年			19. 7. 29	57. 87%	19. 4. 8	54. 35%		
20年								
21年	21. 8. 30	66. 37%					21. 7. 12	54. 49%
22年			22. 7. 11	58. 70%				
23年					23. 4. 10	57. 80%		

(注) 平成8年以降の衆議院議員選挙は、小選挙区選出議員選挙における投票率

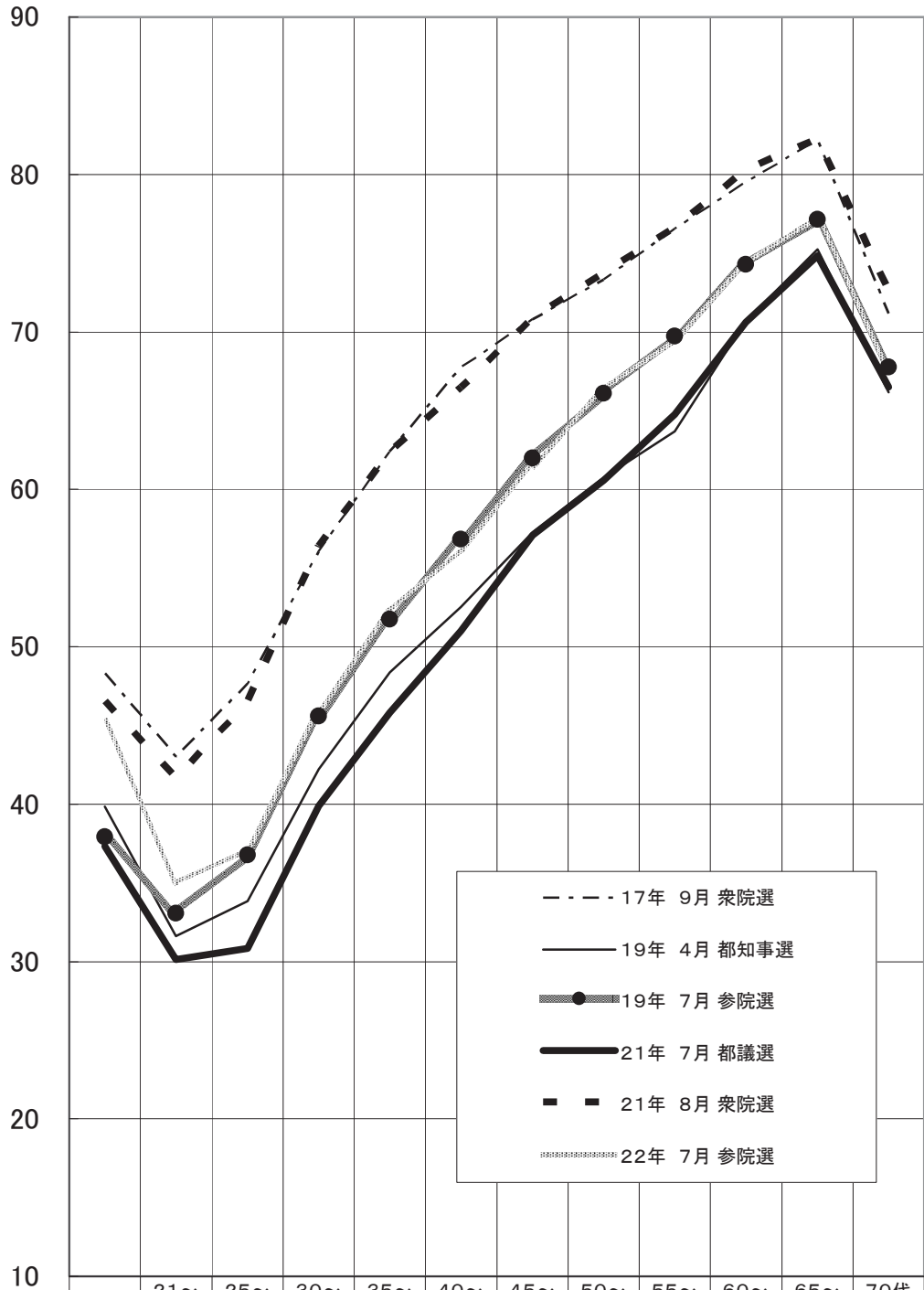
資料6 選挙人名簿登録者数（毎年9月2日現在）

	総数(指数)		男(指数)		女(指数)		対前年増
	総数	指数	男	指数	女	指数	
平成4年	9,271,731	100.0	4,624,450	100.0	4,647,281	100.0	80,448
5年	9,345,577	100.8	4,657,261	100.7	4,688,316	100.9	73,846
6年	9,380,491	101.2	4,668,453	101.0	4,712,038	101.4	34,914
7年	9,449,157	101.9	4,698,826	101.6	4,750,331	102.2	68,666
8年	9,485,898	102.3	4,710,919	101.9	4,774,979	102.8	36,741
9年	9,566,718	103.2	4,748,433	102.7	4,818,285	103.7	80,820
10年	9,653,672	104.1	4,788,334	103.5	4,865,338	104.7	86,954
11年	9,732,854	105.0	4,825,375	104.3	4,907,479	105.6	79,182
12年	9,818,101	105.9	4,865,395	105.2	4,952,706	106.6	85,247
13年	9,912,663	106.9	4,911,811	106.2	5,000,852	107.6	94,562
14年	10,010,346	108.0	4,958,936	107.2	5,051,410	108.7	97,683
15年	10,098,941	108.9	4,998,578	108.1	5,100,363	109.8	88,595
16年	10,190,882	109.9	5,040,949	109.0	5,149,933	110.8	91,941
17年	10,288,811	111.0	5,086,159	110.0	5,202,652	112.0	97,929
18年	10,374,574	111.9	5,126,786	110.9	5,247,788	112.9	85,763
19年	10,472,323	113.0	5,173,853	111.9	5,298,470	114.0	97,749
20年	10,549,923	113.8	5,210,030	112.7	5,339,893	114.9	77,600
21年	10,628,472	114.6	5,247,216	113.5	5,381,256	115.8	78,549
22年	10,669,672	115.1	5,260,382	113.8	5,409,290	116.4	41,200

(注) 指数は平成4年を100として算出した。

資料7 年代別・選挙別推定投票率一覧

(単位:%)



	20歳	21～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70代以上
--- 17年 9月 衆院選	48.28	43.01	47.62	56.03	62.40	67.72	70.81	73.30	76.53	79.51	82.19	71.18
— 19年 4月 都知事選	39.84	31.63	33.83	42.21	48.36	52.51	57.28	60.74	63.67	70.67	75.25	66.15
● 19年 7月 参院選	37.93	33.07	36.77	45.59	51.75	56.81	61.97	66.09	69.74	74.27	77.13	67.76
— 21年 7月 都議選	37.34	30.12	30.84	39.87	45.80	51.00	57.08	60.58	64.76	70.61	74.83	66.51
■ 21年 8月 衆院選	46.56	41.66	46.48	56.36	62.39	66.45	70.90	73.77	76.64	80.29	82.27	72.55
● 22年 7月 参院選	45.29	34.96	37.11	45.91	52.22	56.19	61.51	66.30	69.48	74.29	77.33	67.49

資料8 選挙公営の種類

選挙 種類		衆議院議員（小選挙区）		参議院議員 （東京都選出）	東京都知事	都議会議員
		候補者届出政党	候補者個人			
1 通常葉書の 交付	根拠法規	法 142条②	法 142条①	同 左	同 左	同 左
	1 候補者 あたり交 付数	20,000 枚 × 届 出候補者数 (有料)	1 号 35,000枚	2 号 95,000枚	3 号 95,000枚	4 号 8,000枚
				同条⑤により無料		
2 ポスター掲示 場の設置	根拠法規	/	法 144条の2①	同 左	同 左	法 144条の2⑧ 任意制・条 例により設 置できる。 昭和56年 都条例66号
	設置数		令 111条	同 左	同 左	
				1 投票区 5～10カ所	同 左	
				義務制		
3 新聞広告の 掲載	根拠法規	法 149条①	同 左	法 149条④	同 左	同 左
	回数	届出候補者数 に応じて省令 で定める寸法 ・回数 (無料)	期間中 5 回 (無料)	同 左	期間中 4 回 (無料)	期間中 2 回 (有料)
4 政見放送	根拠法規	法 150条① 及び②	/	法 150条③	同 左	/
		政見放送及び 経歴放送実施 規程		政見放送及 び経歴放送 実施規程	同 左	
	1 候補者 等の放送 回数 テレビ	届出候補者数 に応じて省令で 定める回数 等		NHK 2回 民放 1回	NHK 2回 民放 3回	
	同 ラジオ	〃		NHK 2回 民放 3回	NHK 2回 民放 1回	

選挙 種類		衆議院議員（小選挙区）		参議院議員 （東京都選出）	東京都知事	都議会議員
		候補者届出政党	候補者個人			
5 経歴放送	根拠法規 1 候補者の放送回数 テレビ ラジオ		法 151条① 政見放送及び経歴放送実施規程 NHK 1回 NHK 10回	同 左 同 左 NHK 1回 NHK } 5回 民放 }	同 左 同 左 NHK 1回 NHK } 5回 民放 }	
6 個人演説会の施設公営	根拠法規 概要	法 161条① 政党演説会（有料）	同 左 公営施設（法 161 条）を利用して個人演説会を開催する場合は、候補者 1 人につき、同一施設ごとに 1 回を限り無料	同 左	同 左	同 左
7 選挙公報の発行	根拠法規 発行回数		法 167条 選挙ごとに 1 回 義務制	同 左 同 左	同 左 同 左	法 172条の 2 （任意制・条例により発行できる） 昭和38年都条例3号
8 投票所内の氏名等掲示	根拠法規 概要		法 175条 市町村の選管は、候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。	同 左	同 左	同 左
9 特殊乗車券の交付	根拠法規 概要		法 176条 候補者、推薦届出者その他選挙運動従事者が期間中に関係区域内で J R 等の交通機関を利用するため、無料で15枚の特殊乗車券の交付を受けられる。	同 左	同 左	

選挙 種類		衆議院議員（小選挙区）		参議院議員 （東京都選出）	東京都知事	都議会議員
		候補者届出政党	候補者個人			
10	選挙運動費用の公費負担	根拠法規				
(1)	選挙運動用自動車の使用	根拠法規	法 141条⑦ 令 109条の 4	同 左	法 141条⑧ 任意制・条例により実施できる。 平成 5 年 都条例36号	同 左
(2)	選挙運動用ビラの作成	根拠法規	法 142条⑩ 令 109条の 8	同 左	法 142条⑪ 同 上 平成 5 年 都条例36号	
(3)	ポスターの作成	根拠法規	法 143条⑭ 令 110条の 4	同 左	法 143条⑮ 同 上 平成 5 年 都条例36号	同 左
(4)	選挙事務所を表示するため使用する立札及び看板の作成	根拠法規	法 143条⑭ 令 110条の 2	同 左		
(5)	選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の作成	根拠法規	法 143条⑭ 令 110条の 3	同 左		
(6)	個人演説会用立札及び看板の作成	根拠法規	法 164条の 2⑥ 令 125条の 3	同 左		
(7)	通常葉書の印刷費	根拠法規	法 142条⑩ 令 109条の 7	同 左		
			以上それぞれに要した経費を基準額に応じ公費で負担する。 ただし、供託物が没収されない候補者に限る。			

(注 1) 衆議院（比例代表選出）議員選挙及び参議院（比例代表選出）議員選挙については省略

(注 2) 都議会議員選挙では、4 政見放送及び 5 経歴放送は制度がなく、この方法による選挙運動はできない。
同様に都議会議員選挙ではビラの使用が認められていない。

(注 3) 知事選挙及び都議会議員選挙においては、10 の(4)選挙事務所を表示するために使用する立札及び看板の作成、(5)選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の作成、(6)個人演説会用立札及び看板の作成及び(7)通常葉書の印刷費については公費負担の制度がない。

同様に、都議会議員選挙では、9 特殊乗車券の交付の制度がない。

資料9 選挙争訟事件一覧

[平成22年8月1日～23年7月31日の間に提起されたもの（係争中であったものを含む。)]

事件名	原告	原告の主な主張	経過・結果
21. 8. 30 執行 衆議院議員選挙 (小選挙区選出) 〔選挙無効〕 〈事件番号〉 平成 21 年(行ケ) 第 20～27 号 (計 8 件)	竹村 眞史 外 8 名	(1) 平成 14 年公職選挙法改正による 衆議院議員定数配分規定は選挙権の 価値に不平等を生じさせており、違 憲である。この規定に基づいて行わ れた本件選挙は無効である。 (2) 公職選挙法の規定は候補者届出政 党に属する候補者とこれに属しない 候補者との間に選挙運動のうえで差 異を生じさせており、憲法で保障す る法の下での平等に違反する。この規 定に基づいて行われた本件選挙は無 効である。	21. 9. 3 東京高裁に 訴訟提起 ↓ 22. 2. 24 東京高裁判決 原告の請求棄却 ↓ 22. 3. 11 上告提起通知書 受理 ↓ 23. 3. 23 最高裁判決 上告人請求棄却 (判決確定)
21. 8. 30 執行 衆議院議員選挙 (小選挙区選出) 〔選挙無効〕 〈事件番号〉 平成 21 年(行ケ) 第 35、36 号 (計 2 件)	鶴本 圭子 森川 幸	現行の公職選挙法では衆議院議員の 定数配分規定が人口分布に比例した配 分になっておらず、憲法が規定する代 議制民主制、選挙権の平等に反してい るのでこの定数配分規定は違憲であ る。この規定に基づいて行われた東京 都第 1 区、第 2 区の選挙は無効である。	21. 9. 28 東京高裁に 訴訟提起 ↓ 22. 3. 11 東京高裁判決 原告の請求棄却 ↓ 22. 3. 19 上告提起通知書 受理 ↓ 23. 3. 23 最高裁判決 上告人請求棄却 (判決確定)
22. 7. 11 執行 参議院議員選挙 (東京都選出) 〔選挙無効〕 〈事件番号〉 平成 22 年(行ケ) 第 13 号	近藤 正広	参議院議員選挙の公示手続きに、憲 法第 7 条に規定する天皇の国事行為の 「国民のために」との考え方に反する 事実があったため、当該選挙の無効を 求める。	22. 7. 8 東京高裁に 訴訟提起 ↓ 22. 9. 29 手数料未納の ため訴訟却下
22. 7. 11 執行 参議院議員選挙 (東京都選出) 〔選挙無効〕 〈事件番号〉 平成 22 年(行ケ) 第 15 号	山口 邦明 外 8 名	平成 18 年法律第 52 号により改正さ れた参議院議員定数配分規定は選挙権 の価値に不平等を生じさせており、違 憲である。この規定に基づいて行われ た本件選挙は無効である。	22. 7. 12 東京高裁に 訴訟提起 ↓ 22. 11. 17 東京高裁判決 原告の請求棄却 ↓ 22. 12. 2 上告提起通知書 受理
22. 7. 11 執行 参議院議員選挙 (東京都選出) 〔選挙無効〕 〈事件番号〉 平成 22 年(行ケ) 第 21 号	鶴本 圭子	現行の公職選挙法では参議院議員の 定数配分規定が人口分布に比例した配 分になっておらず、憲法が規定する代 議制民主制、選挙権の平等に反してい るのでこの定数配分規定は違憲であ る。この規定に基づいて行われた参議 院議員東京都選挙区の選挙は無効であ る。	22. 7. 21 東京高裁に 訴訟提起 ↓ 22. 11. 17 東京高裁判決 事情判決 ↓ 22. 11. 30 都側上告提起 ↓ 22. 12. 8 原告側上告提起 通知書受理

事件名	原告	原告の主な主張	経過・結果
22. 7. 11 執行 参議院議員選挙 (東京都選出) 〔選挙無効〕 <事件番号> 平成 22 年(行)第 22 号	呉 明昌	公職選挙法第 92 条、第 93 条、第 94 条において、立候補に際し、供託金を納めさせ、その金銭を得票数や当選人数に応じて没収する規定は財産と収入による差別にあたり、憲法に違反しているため無効である。この規定に基づいて行われた参議院議員東京都選挙区の選挙は無効である。	22. 7. 21 東京高裁に 訴訟提起 ↓ 22. 10. 28 東京高裁判決 原告の請求棄却 ↓ 22. 11. 10 上告提起通知書 受理
22. 7. 11 執行 参議院議員選挙 (東京都選出) 〔選挙無効〕 <事件番号> 平成 22 年(行)第 23 号	江藤 貴紀	憲法では代表民主制、選挙権の平等の保障を規定しているが、公職選挙法の定数配分規定は人口に比例した配分になっておらず、違憲無効な立法である。この無効な規定によって行われた本件選挙は無効である。	22. 7. 21 東京高裁に 訴訟提起 ↓ 22. 11. 17 東京高裁判決 原告の請求棄却 ↓ 22. 11. 26 上告提起通知書 受理
22. 7. 11 執行 杉並区長選挙 杉並区議会議員 補欠選挙 〔選挙無効〕	古川 英夫 大塚 康高	(1) 公職選挙法第 119 条は国会議員の選挙には適用されないため、参議院議員選挙との同時選挙は違法である。 (2) 投票用紙を 2 枚同時に公布したことにより、無効票が大量に発生した。このような事態を想定できながら、対策を怠った区選管の責任は大きく、選挙の結果に異動を及ぼしたことは明らかであるから本件選挙は無効である。	22. 7. 26 杉並区選管に 異議の申出 ↓ 22. 8. 25 異議の申出棄却 ↓ 22. 9. 2 都選管に 審査の申立て ↓ 22. 10. 27 審査の申立て棄却 ↓ 22. 11. 25 東京高裁に 訴訟提起 ↓ 23. 5. 18 東京高裁判決 原告の請求棄却 (判決確定)
23. 4. 10 執行 東京都知事選挙 〔選挙無効〕	近藤 正広	都に憲法違反または法令違反の行為がありながら、それが選挙人に隠された状況で行われた本件選挙は公正ではなく、無効である。	23. 4. 11 都選管に 異議の申出 ↓ 23. 5. 11 異議の申出棄却 ↓ 23. 6. 13 東京高裁に 訴訟提起
23. 4. 24 執行 大田区長選挙 大田区議会議員 選挙 〔選挙無効〕	近藤 正広	大田区に憲法違反または法令違反の行為がありながら、それが選挙人に隠された状況で行われた本件選挙は公正ではなく、無効である。	23. 5. 9 区選管に 異議の申出 ↓ 23. 5. 17 異議の申出棄却 ↓ 23. 6. 8 都選管に 審査の申立て ↓ 23. 8. 5 審査の申立て棄却
23. 4. 24 執行 豊島区長選挙 豊島区議会議員 選挙 〔選挙無効〕	呉 明昌	(1) 開票作業が適切に行われておらず、区選管による選挙の管理執行は、選挙の規定に違反し、無効である。 (2) 選挙供託制度は財産により、選挙権や被選挙権を差別するもので公平ではない。	23. 5. 9 区選管に 異議の申出 ↓ 23. 5. 19 異議の申出棄却 ↓ 23. 6. 9 都選管に 審査の申立て ↓ 23. 8. 5 審査の申立て棄却

事件名	原告	原告の主な主張	経過・結果
23. 4. 24 執行 渋谷区議会議員 選挙 [当選無効]	松岡 定俊	最下位当選人との得票差は1票であり、他の候補者や無効票の中に申立人の票が含まれている。また、当選人の票の中にも無効票が含まれており、当落が逆転する。	23. 4. 27 区選管に 異議の申出 ↓ 23. 5. 25 異議の申出棄却 ↓ 23. 6. 1 都選管に 審査の申立て ↓ 23. 7. 27 審査の申立て棄却

資料 10 東京都選挙管理委員会に関する争訟事件一覧

[平成22年8月1日～23年7月31日の間に提起されたもの（係争中であったものを含む。）]

事件名	原告	被告	原告の主な主張	経過・結果
報酬支出差止請求 〈事件番号〉 平成21年（行 ウ）第231号	後藤雄一	東京都知事	東京都は地方自治法第203条の2第2項の但し書きによる、選挙管理委員の報酬を月額で支給するとしている。しかし、選挙管理委員の勤務状況は月平均5日弱であり、月額支給にする特別な事情は存在しない。このため被告は、東京都選挙管理委員会の委員長に対し532,000円、同委員会の各委員に対し各435,000円の月額報酬の支出をしてはならない。	21. 3. 23 監査請求 ↓ 21. 4. 23 監査結果 請求の要件を 欠く（棄却） ↓ 21. 5. 8 東京地方裁 判所に訴訟 提起 ↓ 22. 9. 30 原告請求棄却 ↓ 22. 12. 2 東京高等裁判所 に控訴 ↓ 23. 2. 9 原告請求棄却 （判決確定）
公金支出差止請求 〈事件番号〉 平成21年（行 ウ）第585号	土橋 実 外3名	東京都選挙 管理委員会 事務局総務 課長	東京都は選挙管理委員会の委員報酬について、「東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例」第2条により、委員長及び委員の報酬を月額としている。しかし、選挙管理委員の執務実態は、常勤の職員と同じとはいえないから同条例の各規定は、地方自治法203条の2項本文に違反し無効である。よって被告は、同委員会の各委員に対し、月額報酬を支払ってはならない。	21. 10. 16 監査請求 ↓ 21. 11. 11 監査結果 請求の要件を 欠く（棄却） ↓ 21. 11. 27 東京地方裁 判所に訴訟 提起 ↓ 22. 1. 12 請求の趣旨 訂正申立

資料 1 1 選挙運動期間と供託金及び法定選挙費用

区 分		選挙運動期間 (法31～33条)	供託金の額 (法92条)	供託物没収点等 (法93～95条)	法定選挙費用(令127条)		法定得票数 (法95条)
					人数割	固定額	
衆議院 議員選 挙	小選挙区 選 出	12日間	300万円	有効投票総数×1/10	15円	1,910万円	有効投票総数 ×1/6以上
	比例代表 選 出		600万円 重複の場合 300万円	供託物総額－(300万 円×小選挙区当選人 数+600万円×比例 当選人数×2)を没収	制限なし		
参議院 議員選 挙	選挙区 選 出	17日間	300万円	有効投票総数÷改選 議員定数×1/8	定数2人 の選挙区 13円	2,370万円	有効投票総数 ÷改選議員定 数×1/6以上
					定数4人 以上の選挙区 20円		
	比例代表 選 出	600万円	600万円×(名簿登載 者数－当選者数×2) を没収	名簿登載者 5,200万円 (政党は制限なし)			
都道府県知事選挙		17日間	300万円	有効投票総数×1/10	7円	2,420万円	有効投票総数 ×1/4以上
都道府県議会 議員選挙		9日間	60万円	有効投票総数÷議員 定数×1/10	83円	390万円	有効投票総数 ÷議員定数× 1/4以上
指定都市の長の選挙		14日間	240万円	有効投票総数×1/10	7円	1,450万円	有効投票総数 ×1/4以上
指定都市議会 議員選挙		9日間	50万円	有効投票総数÷議員 定数×1/10	149円	370万円	有効投票総数 ÷議員定数× 1/4以上
区市長選挙		7日間	100万円	有効投票総数×1/10	81円	310万円	有効投票総数 ×1/4以上
区市議会議員選挙		7日間	30万円	有効投票総数÷議員 定数×1/10	501円	220万円	有効投票総数 ÷議員定数× 1/4以上
町村長選挙		5日間	50万円	有効投票総数×1/10	110円	130万円	有効投票総数 ×1/4以上
町村議会議員選挙		5日間	なし		1,120円	90万円	有効投票総数 ÷議員定数× 1/4以上

(注) 東京都における法定選挙費用については、知事選挙は6,050万円が限度額、また、参議院(東京都選出)議員選挙では5,925万円が限度額となる。

資料 1 2 都における各種選挙の議員定数及び選挙区

1 東京都議会議員

選挙区	定数(人)	選挙区	区 域	定数(人)
千代田区	1	西多摩	福生市	2
中央区	1		羽村市	
港区	2		あきる野市	
新宿区	4		西多摩郡	
文京区	2	南多摩	多摩市	2
台東区	2		稲城市	
墨田区	3		稲城市	
江東区	4	北多摩第一	東村山市	3
品川区	4		東大和市	
目黒区	3		武蔵村山市	
大田区	8		武蔵村山市	
世田谷区	8	北多摩第二	国分寺市	2
渋谷区	2		国立市	
中野区	4		国立市	
杉並区	6		国立市	
豊島区	3	北多摩第三	調布市	2
北区	4		江崎市	
荒川区	2		江崎市	
板橋区	5		江崎市	
練馬区	6	北多摩第四	清瀬市	2
足立区	6		東久留米市	
葛飾区	4		東久留米市	
江戸川区	5		東久留米市	
(区部計) (23)	(89)	(市郡計) (18)		(37)
八王子市	5	島 部	大島支庁管内	1
立川市	2		三宅支庁管内	
武蔵野市	1		八丈支庁管内	
三鷹市	2		小笠原支庁管内	
青梅市	1	(島部計) (1)		(1)
府中市	2			
昭島市	1			
町田市	3	(合計) (42)		(127)
小金井市	1			
小平市	2			
日野市	2			
西東京市	2			

2 衆議院（小選挙区選出）議員

選挙区	区 域	選挙区	区 域	選挙区	区 域
第1区	千代田区 港区 新宿区	第10区	豊島区 練馬区 第9区に属しない区域	第13区	足立区 第12区に属しない区域
第2区	中央区 文京区 台東区	第11区	板橋区	第14区	墨田区 荒川区
第3区	品川区 大田区（各特別出張所管内） 嶺町、田園調布、 鵜の木、久が原（池上 三丁目に属する区域を 除く） 雪谷、千束、矢口（千 鳥一丁目、千鳥二丁目 及び千鳥三丁目に属す る区域に限る） 大島支庁管内 三宅支庁管内 八丈支庁管内 小笠原支庁管内	第12区	北 区 足立区 入谷町、入谷一丁目、 入谷二丁目、入谷三丁目、 入谷四丁目、入谷五丁目、 入谷六丁目、入谷七丁目、 入谷八丁目、入谷九丁目、 扇一丁目、扇二丁目、 扇三丁目、興野一丁目、 興野二丁目、小台一丁目、 小台二丁目、加賀一丁目、 加賀二丁目、江北一丁目、 江北二丁目、江北三丁目、 江北四丁目、江北五丁目、 江北六丁目、江北七丁目、 皿沼一丁目、皿沼二丁目、 皿沼三丁目、鹿浜一丁目、 鹿浜二丁目、鹿浜三丁目、 鹿浜四丁目、鹿浜五丁目、 鹿浜六丁目、鹿浜七丁目、 鹿浜八丁目、新田一丁目、 新田二丁目、新田三丁目、 椿一丁目、椿二丁目、 舎人公園、舎人町、 舎人一丁目、舎人二丁目、 舎人三丁目、舎人四丁目、 舎人五丁目、舎人六丁目、 西新井栄町三丁目、 西新井本町一丁目、 西新井本町二丁目、 西新井本町三丁目、 西新井本町四丁目、 西新井本町五丁目、 堀之内一丁目、 堀之内二丁目、 宮城一丁目、宮城二丁目、 本木北町、本木西町、 本木東町、本木南町、 本木一丁目、本木二丁目、 谷在家二丁目、 谷在家三丁目	第15区	江東区
第4区	大田区 第3区に属しない区域			第16区	江戸川区 本庁管内 小松川事務所管内 葛西事務所管内 東部事務所管内 鹿骨事務所管内
第5区	目黒区 世田谷区（各出張所管内） 下馬、上馬、奥沢、 九品仏、等々力、 上野毛、用賀、深沢			第17区	葛飾区 江戸川区 第16区に属しない区域
第6区	世田谷区 第5区に属しない区域			第18区	武蔵野市、府中市、 小金井市
第7区	渋谷区 中野区			第19区	小平市、国分寺市 国立市、西東京市
第8区	杉並区			第20区	東村山市、東大和市 清瀬市、東久留米市 武蔵村山市
第9区	練馬区（各出張所管内） 第一、第三、第四、第五、 第六、光が丘、谷原、 石神井、関、上石神井、 大泉東、大泉西、大泉北			第21区	立川市、昭島市、日野市
				第22区	三鷹市、調布市、狛江市 稲城市
				第23区	町田市、多摩市
				第24区	八王子市
				第25区	青梅市、福生市、羽村市 あきる野市、西多摩郡

（参考） 衆議院議員定数全国計 480 人、小選挙区選出 300 人（東京都 25 人）、比例代表選出 180 人（東京都選挙区 17 人）

3 参議院（東京都選出）議員

参議院（東京都選出）議員の選挙区は、東京都全域であり、定数は10人、3年ごとに半数（5人）が改選される。

（注）東京都議会議員及び衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区地図は次ページ以降を参照のこと。

東京都選挙管理委員会事務局事業概要
(平成 23 年版)

平成23年9月2日発行

平成23年度
登録第 2 号

編集・発行 東京都選挙管理委員会事務局総務課
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都庁第一本庁舎 39 階北側
都庁代表 (03) 5321-1111 内線 55-112
直通 (03) 5320-6906 (ダイヤルイン)

印刷 株式会社 中央謄写堂
東京都中央区日本橋馬喰町二丁目 5 番 8 号
電話 (03) 3669-8160
FAX (03) 3669-8315



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています。
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。